

# 社労士オフィスきょうと北山 顧問契約のご案内

2023 年 11 月現在

## ○顧問業務の範囲

基本的には次のとおりとありますが、具体的にはご要望をお聞きして、業務内容を決  
定することにいたします

- (1)人事労務及び労働社会保険に関する業務に係る書類の作成及び提出
- (2)人事労務及び労働社会保険に関する事業に係る相談及びコンサルティング
- (3)その他、業務全般に係る相談及びコンサルティング

具体的には、

- ・原則月 1 回、訪問、オンライン等の方法で面談の機会を設けます
- ・相談、コンサルティングについては、随時対応いたします
- ・法改正等有益な情報を随時提供いたします
- ・当事務所で解決できない課題については、適切な関係機関、士業等をご紹介いたし  
ます

## ○顧問契約料

従業員数に応じて、原則次のとおりといたします

従業員数区分	顧問料(月額・消費税込)
個人、または従業員 10 人以下	16,500 円
従業員 11 人以上 30 人以下	22,000 円
従業員 31 人以上 50 人以下	33,000 円
従業員 51 人以上	別途ご相談
上記に関わらず開業 1 年未満	11,000 円

(注)・「従業員 51 人以上」の場合はご相談ください

- ・書類作成、相談、コンサルティング等御依頼の内容によっては、別途料金をお  
願いすることがあります

## ○契約期間

契約の日から 1 年間とし、双方より何ら意思表示がない場合には、自動的に更新するこ  
ととします

